

広東省知的財産権公共サービス利用の普遍化プロジェクト実施計画
(2023年～2025年)

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広東省知的財産権公共サービス利用の普遍化プロジェクト実施計画(2023年～2025年)

『広東省における知的財産権の保護と運用に関する第14次5カ年計画』、『知的財産権公共サービスに関する第14次5カ年計画』、『知的財産権公共サービス利用の普遍化プロジェクト実施計画(2023年～2025年)』よりよく着実に実施し、広東省知的財産権公共サービス機関の建設を積極的に推進し、知的財産権公共サービスの標準化、規範化、利便性のレベルを継続的に向上させ、知的財産権公共サービスの能力を強化し、社会の公衆とイノベーション創出主体のニーズをよりよく満たし、質の高い発展の需要をよりよく順応し、広東省の実情に基づいて広東省知的財産権公共サービス利用の普遍化プロジェクト実施計画を策定するものとする。

一、知的財産権に関する公共サービス強化の重大な意義を十分に理解する。

知的財産権公共サービスは、知的財産権の管理部門および関連する政府部門または公共サービス機関から担当または主導として実施し、知的財産権の創造、運用、保護、管理など主要な部分をめぐって、中央政府および国务院の知的財産権に関する重大な政策と戦略策定に従って、関連する公共サービスの政策、公共サービスの製品、情報の公共サービス、データオープン共有、政府サービス便利の提供、政策に関するコンサルティングなどの基礎的なサービスを提供し、公共的に利益をもたらす行為である。知的財産権の質の高い発展と科学技術革新の根底的な支援であり、知的財産権のチェーン全体において基本的、保障的な役割を果たしている。知的財産権公共サービスの媒体は、公共サービスノード、拠点等機構と基礎施設であり、その内容は、知的財産権政策の確保および無料または低いコストの公共の製品と公共サービスを提供し、目標は知的財産権のチェーン全体に質の高い知的財産権公共サービスを提供するものとする。

知的財産権の公共サービスノードとは、各レベルの知的財産権管理部門に所属する知的財産権の公共サービス機関を指し、所在地の地域に基礎的、体系的、権威がある知的財産権の公共サービスを提供する。その中で、省レベルの知的財産権管理部門に所属する公共サービス機関は主に上級機関と下級機関の連結ノードの役割を果たし、地方の知的財産権公共サービス機関の配置管理を協力し、各レベルの知的財産権情報公共サービスプラットフォームと関連公共サービスの製品の運用を促進し、地方のその他知的財産権公共サービス機関を支援し、地域のイノベーションの勢いを有効的に刺激する。地方と市レベルの総合的知的財産権公共サービス機関は、地方と市レベルの知的財産管理部門により既存の公共サービス資源に基づいて活用して構築し、所在の行政地域内各種のイノベーション創出主体と社会の公衆に特許、商標、地理的表示、集積回路レイアウト設計など分野に関わる知的財産権の公共サービスを提供する各種センターのことである。

知的財産権公共サービス拠点とは、社会の公衆とイノベーション創出主体に知的財産権情報の公共サービスを展開する社会的な情報サービス機関であり、大学、科学研究機関、科学技術情報機関、公立図書館、工業団地の生産力を促進する機関、業界団体および関連する市場化のサービス機関のことである。現在、全省は総合的知的財産権公共サービス機関20か所と国家レベルの重要な知的財産権情報公共サービス機関20か所を構築し、社会の公衆とイノベーション創出主体が知的財産権に関する公共サービスに対するニーズを十分に満たされたが、公共サービスに対する認識が不十分、拠点の建設が遅れ、規範化と標準化のレベルが低く、サービス能力が弱いなどの問題が依然として残って、さらに知的財産権公共サービス体制の構築を強化する必要がある。

二、知的財産権公共サービス機関の配置を改善する。

(一) 総合的な公共サービス機関のカバー率を向上させる。地方と市レベルの総合的知的財産権公共サービス機関の建設を加速し、揭陽、潮州など地方と市レベルの都市が自己建設、連携建設、共同建設の形を通じて、地方と市レベルの総合的知的財産権公共サービス機関を

構築することを支持し、韶関、江門など都市が地方と市レベルの総合的知的財産権公共サービス機関の建設を変更または規範化することを指導する。条件を満たす県(市、区)が地域のイノベーション創出の発展のニーズに最適な総合的な知的財産権公共サービス機関を構築することを支持し、国家知的財産権の競争力が強い試験的なモデル県が率先して県と区レベルの総合的な知的財産権公共サービス機関を構築することを促進する。各地方、市、県が、既存の公共サービスノードを置いた事業機関に基づいて、知的財産権公共サービスセンターおよびサブセンターを配置または名付けることを奨励する。2024 年末までに、全省の地方と市レベルの都市および国家知的財産権の競争力が強い県の試験的なモデル県で総合的な知的財産権公共サービス機関の建設がカバー率を 100%達成し、2025 年までに県レベルの総合的な知的財産権公共サービス機関建設のカバー率は 30%以上に達するものとする。

(二) 公共サービス拠点の配置を最適化する。省レベルの知的財産権情報の公共サービス拠点の認定を実施し、毎年知的財産権情報の公共サービスを実施する能力のある大学、科学研究機関、科学技術情報機関、図書館、工業団地生産性向上センター、業界団体、その他の機関から、一連の省レベルの知的財産権情報公共サービス拠点を選別、選定する。省レベルの情報の公共サービス拠点の中から優れる機構を選択し、国家知的財産権局に技術と革新支援センター、大学における国家レベルの知的財産権情報のサービスセンターの建設および国家レベル知的財産情報の公共サービス機関としての登録を推薦する。2025 年までに、省レベル以上の知的財産権情報の公共サービス拠点が 50 か所に達するものとする。

(三) 商標業務のサービス窓口を完備する。商標業務ニーズの高いスワトウ、湛江、潮州、揭陽など地方と市レベルの都市が国家知識産権局商標局に商標業務受付窓口の設置を申請することを支持する。商標業務を向上させるニーズがある地方と市レベルの都市が、広州商標審査協作センターと共同建設、協力建設などの形を通じて商標業務サービス拠点の建設を支持する。2025 年までに、全省の地方レベル以上都市の商標業務の受付窓口または業務サービス拠点が全部カバーできることを実現する。積極的に商標業務受付窓口の公共サービス機能を拡大し、受付窓口における知的財産権政策に関する宣伝、業務相談、情報照会等の各種サービスの展開を励ます。

三、知的財産公共サービス機関の総合的なサービス能力を向上させる。

(四) ノードのサービスの分野を拡大する。省レベルの知的財産権公共サービス機関が基礎的な支援と指導の役割を積極的に果たし、地域内の各公共サービス機関がサービス能力の向上を牽引することが推進する。地方と市レベルの総合的知的財産権公共サービス機関が省知的財産権保護センターと協力・共同建設を促進し、サービス機関のサービス分野の拡大を支持し、地域の産業発展とイノベーション創出のニーズに応じて、地域内の各知的財産権のサービスリソースを統合し、イノベーション創出主体と社会の公衆に情報照会と検索、業務相談、宣伝とトレーニングなどの知的財産権公共サービスを提供し、能力を持っている機構が知的財産権の戦略コンサルティング、業界の事業企画と研究、知的財産権リスクの早期警戒などのサービスを展開することを励ます。県レベルの総合的知的財産権の公共サービス機関の業務能力を向上させることを指導する。

(五) 拠点のサービス能力を向上させる。各種知的財産権の公共サービス拠点が知的財産権情報の宣伝・運用の中に専門的な役割を十分に発揮し、イノベーション創出主体に質の高い知的財産権のサービスを提供する。市場化・ハイエンド知的財産権情報のサービス機構が社会に公益的または低コストの情報サービスを提供することが支持する。業務の業績が優れた公共サービス拠点に関する評価後の補助金と助成金を提供する体制を構築、完備する。省内各レベルの公共サービス機関が知的財産権公共サービス拠点のアライアンスを組むことを支持する。イノベーション創出の団体で知的財産権の情報分析と運用の骨幹を育成し、大学生向けに特許情報の検索と分析能力を普及するなど革新的な実践方法を推進する。

(六)基礎データの提供を拡大する。全省の知的財産権の情報公共サービス基本データプラットフォームの構築基準とデータベースインターフェースを統一し、知的財産権公共サービスノード間のデータ共有と交換のボトルネックを解消する。広東省、香港、マカオの知的財産権のビッグデータ総合サービスプラットフォームの基礎データが、各レベルの知的財産権の公共サービスノードに全面的、無料で開放することを推進し、知的財産権の基礎データの専門担当の管理メカニズムを確立するものとする。

四、知的財産権公共サービスの標準化・規範化レベルを強化する。

(七)サービス機構の管理を強化する。広東省の知的財産権公共サービス機関の構築の管理措置を策定し、各レベル・各種の知的財産権公共サービス機関の構築、運営、管理、保障を規範化する。知的財産権公共サービス機関の情報公開メカニズムを確立し、全省の知的財産権公共サービス機関の名称、住所、電話番号、サービス内容などを集まって公開的に発表する。サービス窓口の「クラウド」への加入を積極的に推進し、知的財産権公共サービスの「クラウド」への統合を推進し、広州商標審査協作センターが先行的に商標の総合的な業務受付サービスのバーチャル(インターネット上)ホールの構築を模索することを支持する。全省の商標受付窓口の標準ガイドラインを策定し、商標受付窓口の研修拠点を設立し、商標窓口の技術指導の巡回サービスを展開する。広州商標審査協作センターと全省の各商標受付窓口との間で、専門的な共同建設、実践的な研修交流、リソースの共有を推進する。知的財産権業務処理の窓口、オンラインサービスプラットフォーム、電話相談プラットフォームで全面的に「良い・悪い」という業務評価を展開し、「良い・悪い」評価結果の分析とフィードバックのメカニズムを確立し、社会の公衆の評価、地方と市レベルの局による分析・改善、省の局による監督・検査の全プロセスの行政サービス評価メカニズムを構築する。

(八)公共サービス事項のリストを完備する。各地方と市レベルの都市を指導して、知的財産権公共サービス事項のリストを最適化および完備し、本地域の知的財産権公共サービス事項に関する業務の標準化の手順とサービスガイドラインを社会に公開し、サービス事項を細かくし、サービス標準を規範として、処理期限を明確する。各地方と市レベルの都市を指導して、知的財産権公共サービス事項のリストの動的な管理メカニズムを確立、完備し、社会のニーズに応じて、社会の発展に適応し、知的財産権公共サービスリストの内容を適時に調整する。各レベルと各種の知的財産権公共サービス機関が本機構独自の公共サービス事項のリストを策定し、社会に公開することが支持する。

(九)公共サービス標準化の試験都市の建設を促進する。広州と深センにおける国家知的財産権公共サービス標準化都市を建設する試験プロジェクトを実施し、試験作業案を完備し、全体的な計画を強化する。試験都市が地方と市レベルの総合的知的財産権公共サービス機関を構築し、社会の公衆およびイノベーション創出主体に特許、商標、地理的表示、集積回路レイアウト設計などの分野で総合的な知的財産権公共サービスを提供することが支持する。試験都市において総合的知的財産権公共サービス機関が県(市、区)向けに拡大することを推進し、2024年末までに、広州と深セン市の総合的知的財産権公共サービスが県(市、区)におけるカバー率は25%を超える。2025年にはカバー率が50%を超えるものとする。知的財産権公共サービス標準化都市を建設する契機として、全省の産業発展特性に適した知的財産権公共サービス機関の標準化と規範化の業務ガイドラインを策定する。より多くの都市が知的財産権公共サービス標準化の試験を展開することを推進する。

五、知的財産権公共サービスの推進により質の高い発展を支える。

(十)科学技術革新と実体経済の発展を支援する。知的財産権公共サービス機関が省の重点実験室、大学および科学研究機関、科学技術を中心とした企業など全省の戦略的科学技術力の重要なイノベーション創出主体に対してプロセス全体、インクルージョン式の知的財産権公共サービスを提供することを支持する。専利審査協作広東省センターが主な審査責任と本業の遂行に基づき、国家戦略へのサービスを強調し、知的財産権公共サービスを展開し、質の高い

地域発展を支援することを支持する。省の新興産業特に戦略的産業クラスターにフォーカスして、知的財産権情報サービスの初期に深掘りし、中期の分析、指導し、後期の転換・運用のメカニズムを構築し、肝要・コア技術分野における技術研究をサポートすることを支持する。伝統産業をめぐって、情報の照会・検索、情報の普及・活用などの公共サービスを展開し、伝統産業発展の基盤を強化し、伝統産業の品種拡大、品質向上、ブランド化を促進する。未来の産業をめぐって、情報プラットフォームとテーマ別データベースの開発を強化し、イノベーション創出主体に産業発展の傾向分析や技術分野の分析などの公共サービスを提供し、発展に有利な位置付けをつかむようにサポートする。

(十一) 都市と農村の協調的発展に支援する。知的財産権公共サービス機関が「数百県、数千町、数万村の質の高い発展に関するプロジェクト」に参加するよう指導する。強い県になる産業、人民が豊かになる産業と農業産業の技術革新、デジタル村とスマート農業の建設などを重点的にめぐって、知的財産権情報のサービスを提供し、農業技術の特許化、特許技術の産業化、農産物のブランド化を促進する。農産物の加工・流通、水産物、南方医学、嶺南の果物・野菜など広東省の特徴的かつ有利な産業に焦点を当て、多段階・多分野の検索分析、技術転換などに関する一連の基礎的、パッケージ化の知的財産権情報公共サービスを提供する。地理的表示を通じて農業が発展することをめぐって、情報照会・検索など公共サービスを展開する。地域産業の特性に基づいて、商標およびブランド指導拠点の配置を計画し、商標およびブランド指導拠点のサービス能力の向上を強化する。

(十二) 中小企業・零細企業の質の高い発展を支援する。公共サービスモデルを革新し、中小企業・零細企業のニーズに適した知的財産権公共サービス製品を開発し、中小企業・零細企業の知的財産権情報を取得するコストを削減する。各公共サービス機関や市場化の機構が中小企業・零細企業向けに知的財産権情報の検索、ナビゲーション分析、リスクの早期警戒、権利保護の支援、転換・運用などの基礎的な公共サービスを展開することを奨励する。中小企業・零細企業の知的財産権情報の取得能力を向上させる。

(十三) 渉外の知的財産権公共サービスを発展する。世界の知的財産権機関との交流と協力を続々深め、国家知的財産権局の業務計画に応じて中国の技術革新支援センター(TISC)が世界知的所有権機関の TISC 職員証明書パイロットプロジェクトに参加することを促進する。外国の特許代理機構が本市に常設駐在員事務所の設立に関して政策支援とサービス保障を提供し、知的財産権に関する説明会や意見交換会を定期的に開催し、外商投資企業や外国商工会議所の意見や提案を聴取し、関連する要請を適時に対応する。国家海外知的財産権の紛争対応指導センターの広東、深セン、仏山、広州の分センター、省知的財産保護センターが米国、ドイツ、ロシアの海外にあるサービスワークステーションおよび省の海外知的財産権促進会の役割を最大限に発揮し、企業が海外での権利保護と紛争対応の指導を強化する。

六、知的財産権公共サービスデジタル化の基礎を固める。

(十四) データプラットフォームの構築を強化する。広東・香港・マカオにおける知的財産権ビッグデータ総合サービスプラットフォームの構築を強化し、プラットフォームのデータの種類を拡充し、データを更新し続け、スマート化政務のユーザーの行為に対する可視化監視システムおよび企業のイノベーション能力を評価し分析するツールを構築し、携帯端末のアプリケーションを開発する。商標検索システムを整え、グローバルの膨大な商標ビッグデータを拡充する。地方の知的財産権公共サービスプラットフォームのプロジェクトの構築に関する立件の通報体制を確立し、プラットフォームとデータベースの構築に関して国家知識産権局と密接な連絡を持つ。各地方と市地方の特色化、差別化を持っている知的財産権公共サービスプラットフォームの構築をサポートし、投入と産出の社会的利益の最大化の実現を推進する。各レベルの知的財産権公共サービスプラットフォームと知的財産権保護情報プラットフォームなど国家レベルの関係プラットフォームとの相互接続の実現と資源の共有を積極的に推進する。

(十五)テーマ別データベースの構築を整える。メタバース、信頼できる人工知能、6G 通信技術など新しい分野と新しい業態をめぐって、一連の知的財産権テーマ別データベースを構築する。地方と市レベルの総合的知的財産権公共サービス機関をサポートしてローカル重点産業および鍵となるコア技術をめぐって、特色化、差別化を持っている一連の知的財産権テーマ別データベースを構築し、イノベーション創出の主体が利用できるように進める。データベースの構築に関して国家知的財産権局との交流と連携を強化する。2025 年までに、省レベルのテーマ別特許データベースが 100 個に達し、地方と市がローカル重点産業で一連の特許テーマ別データベースの建設を完成するものとする。省全体の知的財産権公共サービスのノードデータベースの構築に対する全体調整、総合接続と共有のメカニズムを整え、ノードデータベースを省全体のデータベースの構築プラットフォームに統合して集中管理を推進し、テーマ別データベースにおける「一地で構築、省全体が運用」を実現する。

(十六)情報の伝播と利用を強化する。知的財産権情報公共サービス製品の宣伝を強化し、特許検索および分析システム、意匠権特許検索の公共サービスシステム、商標のインターネット利用のサービスシステム、知的財産権データ資源の公共サービスシステムなど情報公共サービス製品を宣伝、普及し、イノベーション創出主体の知的財産権情報利用の意識と能力を強化する。省レベルの知的財産権情報の公共サービスプラットフォームを十分に利用し、知的財産権公共サービスの情報資源を統合し、知的財産権情報の伝播と利用の効果を上げ、イノベーション創出主体の情報検索分析能力を高めるトレーニングを強化する。中小企業・零細企業に産業特許分析、発展態勢分析、リスク早期警戒の分析、海外権利行使のサービスなど情報を送付し、共有する。技術とイノベーションの支援センター、大学にある国家知的財産権情報サービスセンター、国家知的財産権情報公共サービスの拠点がイノベーション創出主体と社会の公衆に知的財産権情報サービス資源を開放し、知的財産権情報公共サービスを提供するように導く。

七、公共サービス人材の専門化レベルを向上する。

(十七)公共サービス人材の育成を強化する。健全な知的財産権公共サービス人材の育成体制を構築し、専利審査協力広東センターなど知的財産権公共サービス機関を通して、省全体の知的財産権公共サービス機関のサービスを提供する専門担当者の能力を上げるトレーニングを定期的実施し、サービスを提供する担当者の知的財産権情報リテラシーのスキルと情報利用の能力を強化する。省全体の知的財産権公共サービス機関の特許検索分析コンテスト、大学生特許検索分析コンテストを開催し、サービス機構と大学生知的財産権情報の分析利用の実務技能を向上させる。大学が情報分析利用の関連科目を設置することを励まし、知識情報におけるサービスを提供する人材育成を強化する。知的財産権公共サービス人材のデータベースを構築する。

(十八)公共サービスの宣伝を強化する。ニューメディアの優位性を十分に発揮し、知的財産権情報、知識スキルおよびサービスプラットフォームの資源の宣伝を強化する。知的財産権宣伝ウィーク、広東・香港・マカオ大湾区知的財産権交易博覧会、広東・香港・マカオ大湾区高価値特許育成コンテスト、広東・香港・マカオ大湾区(広東)高価値商標ブランド育成コンテスト、地理的表示製品ギフト・ショー、人材大会、中国輸出入商品交易会など重大な活動を通して、知的財産権公共サービス政策の宣伝、業務知識の普及、情報公共サービス製品の宣伝などを強化し、社会の公衆の知的財産権情報の利用意識を強化する。知的財産権公共サービス機関が公共サービスにおけるモデルの革新と製品の革新を探索することを奨励し、その中の良い成績を取得した革新製品を宣伝する。各種類のイノベーション創出主体の知的財産権情報利用の典型的な事例を十分に掘り出し、年度知的財産権情報事例集を作成する。

(十九)公共サービス支援メカニズムを構築する。広州、深セン、仏山の国家知的財産権モデル都市と広東の東部・西部・北部の地区の知的財産権公共サービス支援メカニズムを構築し、広州と広東の北部の地区、深センと広東の東部の地区、仏山と広東の西部の地区の知的財産権公共サービスのペアリング支援制度を設立し、支援地区(県レベルまで)における公共サービ

スを提供する担当者向けのトレーニングを実施し、支援地区が地区特色を持っている一連の知的財産権データベースが構築することを指導し、広東の東部・西部・北部の地区の公共サービス能力を向上させる。国家知的財産権局の指導により、西部地区の知的財産権公共サービスに支援の展開を探索する、西部地区の知的財産権管理部門、公共サービス機関との交流・連携を強化する。

八、着実な業務遂行を推進する。

(二十)業務の指導を強化する。省市場監督管理局は省全体の知的財産権公共サービス体制の構築に関する指導と調整の責任を持って、省知識産権保護センターが省市場監督管理局を協力して着実な業務遂行を推進し、かつ自ら公共サービス能力の構築を強化する。各地方レベル以上の市の市場監督管理局はローカル知的財産権公共サービス体制の計画と構築の責任を持って、更に任務を分解し、措置を詳細化し、責任を明確し、日程表と進捗情報を明確し、タイムリーに各任務を遂行することを確保する。

(二十一)資源の保障を強化する。専利審査協力広東センター、省知識産権保護センター、広州商標審査協力センター、各地方レベル以上の市の市場監督管理局は省知的財産権の特定の項目の資金をよく利用して、知的財産権公共サービスのプロジェクトを設置し、着実な業務遂行を推進する。地方と市において国家知識産権局が指示した構築の要求に合う公共サービスノードの受託機構で地方と市の知的財産権公共サービスセンター(支センター)を同時に設立する場合、省市場監督管理局は当該年度プロジェクトの経費上に支援する。地方レベル以上の市の各市場監督管理局が地方政府の財政からの支援を積極的に努め、知的財産権公共サービスの資金の保障を強化し、業務の遂行を保障する。条件を持っている地方が知的財産権公共サービス発展の特定項目の資金を設立することを奨励・支持する。

(二十二)協働関係を築く。知的財産権公共サービス体制と保護体制、運営体制との協同を強化する。特に知的財産権保護機構又は運営機構を通して公共サービスのノードを構築する地方と市は、公共サービス業務が専門担当者、専門の資金、テーマ別トレーニングなどを確保すべきである。広州、深センは、試験業務の業績をタイムリーに省知識産権局に報告し、省全体範囲内で試験の経験と方法を複製・宣伝すべきである。

出所:2024年1月8日付け広東省市場監督管理局ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所で日本語仮訳を作成

http://amr.gd.gov.cn/zwgk/zdlyxxgk/zcqh/content/post_4328583.html

『広東省知的財産権公共サービス利用の普遍化プロジェクト実施計画(2023-2025年)』政策解釈

近日、広東省市場監督管理局は『広東省知的財産権公共サービス利用の普遍化プロジェクト実施計画(2023-2025年)』政策解釈(以下『実施計画』を略称する。関係内容は下記のとおり解釈する。

一、制定の経緯

共産党中央政府、国務院は知的財産権公共サービス体制の構築を重視している。習近平総書記は「市民に便利さと利益をもたらす知的財産権公共サービス体制を作り上げ、イノベーション創出の成果が市民にさらなる有益になる」を数回も強調した。我々が新時期に知的財産権情報の公共サービスの業務をより良く実行するため方向を明確し、準拠を提供した。国務院第四期テーマ別勉強会と国務院常務会議で李強総理が「全国一体化になる知的財産権デジタル公共サービスを構築し、企業と市民に便利さと利益をもたらす知的財産権公共サービス体制を整えること」をさらに強調した。『知的財産権強国構築綱要(2023-2025年)』から「市民に便利さと利益をもたらす知的財産権公共サービス体制を構築すること」に関して指導された。国家知識産権局は相次いで『知的財産権公共サービス「十四五」計画』『知的財産権公共サービス能力提供に関する工程・業務の案』『知的財産権公共サービス利用の普遍化プロジェクト実施案(2023-2025年)』を印刷・配布した。

中国共産党広東省委員会、省政府は知的財産権公共サービスを強く重要視している。知的財産権強省構築綱要、知的財産権保護と運用「十四五」計画からは知的財産権情報公共サービス業務に関して具体的に指導した。近年、省全体は中国共産党広東省委員会、省政府と国家知識産権局の指導と要求を真剣に徹底的に実行し、知的財産権公共サービスの質の高い発展を推進することを大筋とし、情報化サービスの提供のアクセシビリティ、便利さと利益をもたらす程度を重点とし、市民に便利さと利益をもたらす知的財産権公共サービス体制の形成を推進し、絶え間なく知的財産権公共サービス能力とレベルを向上させ続ける。知的財産権公共サービスが既に省全体の創造力と市場の活力を与える重要な支えになった。

質の高い発展を深く実施に伴って、広東のイノベーション創出の全体能力が絶え間なく強くなり、イノベーション創出主体が知的財産権公共サービスにさらに高い期待を寄せ、さらに高い要求を提出した。公共サービスの資源の配置をさらに最適化し、公共サービス体制を続々整え、公共サービス能力を絶え間なく向上させ、サービスチェーンとイノベーションチェーン、産業チェーン、人材チェーンとの深い結びつきを促進し、知的財産権公共サービスの全体効果と能力及び利便性の高度化を推進する。従って、広東は国家知識産権局の『知的財産権公共サービス利用の普遍化プロジェクト実施計画(2023-2025年)』の業務要求を全面的に着実に実行し、『広東省知的財産権公共サービス利用の普遍化プロジェクト実施計画(2023-2025年)』を制定し、知的財産権公共サービス体制の構築、能力の強化、融合革新などの促進をめぐって、具体的な業務内容を提出し、目的は、知的財産権公共サービスのカバー範囲が更に広くなり、よりよく効果と能力を高める、サービスがより良くなり、現場体験がより良くなり、知的財産権公共サービスをきっかけとして、広東の質の高い発展を推進する。

二、主要な内容

『実施計画』は八つの部分に分ける。

第一部分は、地方と市が公共サービスに重視が不足、理解が深くない状況に対して、知的財産権公共サービス業務を強化する重要な意義を特別に提出する。第二部分から第八部分で、具体的な措置は22条項がある。

第二部分は、「知的財産権公共サービス機関の配置を整える」をめぐって、総合性公共サービス機関のカバー範囲を広くさせ、公共サービス拠点配置を最適化し、商標業務のサービス窓口を整える具体的な措置3つがある。

第三部分は、「知的財産権公共サービス機関の総合的サービス能力を強化する」をめぐって、ノードサービス分野を広げ、拠点のサービス能力を強化し、基礎的なデータの供給を拡大する具体的な措置3つがある。

第四部分は、「知的財産権公共サービスの標準化と規範化のレベルを向上させる」をめぐって、サービス機関の管理を強化し、公共サービス事項のリストを整え、公共サービス標準化試験都市構築を推進する具体的な措置3つがある。

第五部分は、「知的財産権公共サービスが質の高い発展に活力を与えるように推進する」をめぐって、科学技術イノベーション創出と実体経済発展をサポートし、都市と農村の地域間発展のバランスを整えるサービスを提供し、中小企業・零細企業の質の高い発展を支援し、海外知的財産権公共サービスを展開する具体的な措置4つがある。

第六部分は、「知的財産権公共サービスデジタル基礎を着実に実行する」をめぐって、データプラットフォームの構築を強化し、テーマ別データベースの構築を整え、情報の伝播と利用を強化する具体的な措置3つがある。

第七部分は、「公共サービス人材の専門化レベルを向上させる」をめぐって、公共サービス人材の構築を強化し、公共サービスの宣伝を強化し、公共サービス支援体制を構築する具体的な措置3つがある。

第八部分は、「着実な業務遂行を推進する」をめぐって、業務の指導を強化し、資源の保障を強化し、協働関係を築く具体的な措置3つがある。

三、主要な特徴

一は、標準およびスケジュールに照らし合わせることを続ける。『実施計画』は習近平の新時代の中国特色社会主義思想を指導方向とし、質の高い発展の需要に基づいて、『知的財産権公共サービス利用の普遍化プロジェクト実施計画(2023-2025年)』の全体要求を広東の具体的な実施措置に詳細化し、公共サービスの資源配置を最適化し、公共サービスの能力レベルを絶え間なく強化し続け、サービスチェーンとイノベーションチェーン、産業チェーン、人材チェーンとの深い結びつきを促進し、知的財産権強省の構築に有力な支援を提供する。

二は、問題点に基づいて改善することを貫く。我が省の知的財産権公共サービスの供給が不十分、不均衡の状況および省全体の知的財産権公共サービスの種類のカバー範囲の不足など問題に対して、総合的公共サービス機関のカバー範囲を広げ、公共サービスの拠点の配置を最適化し、知的財産権公共サービスの支援体制を構築し、公共サービス機関の専門化の構築を強化し、コアサービスの優位性と専門的なサービスの長所を確立し、差別化、特色化を持っているサービスブランドを育成するなど措置を講じ、高いレベルと専門性を持っている知的財産権公共サービスの提供を強化し続け、省全体の知的財産権公共サービスの利便性向上のレベル、サービスのアクセシビリティを重点的に向上させる。

三は、システム化の理念を貫く。サービスの主体、サービスのルート、サービスの内容とサービスの形式の多様化を積極的に推進し、各地方と各市、大学、研究機構、知的財産権サービス機構など各社会サービスの力を広く動員し、大衆の力を集め、大衆の知恵を集め、より広い範囲、より広い分野で公共サービスの資源を集め、社会の公衆とイノベーション創出主体の多様化のイノベーション創出の需要をよりよく満たす。知的財産権公共サービス機関における格付けと分類管理を強化し、サービス主体の資源の優位性とサービスの供給能力および各種のサービスターゲットの差別化を持っているイノベーション創出の発展需要によって、供給と需要がマッチングでき、各需要にサービスが提供できる階層的サービス体制を構築し、サービス資源の有効的な一貫性を推進し、有限的な資源を用いて最大の公共サービスの効果と利益を生み出すように努める。

四は、革新に融合することを貫く。省全体の戦略的科学技術力、新しい分野と新しい業態、地域の重点産業など分野に目をつけて、知的財産権情報サービスの初期の徹底的掘り起こし、

中期の分析と指導、後期の転化と運用を強化し、知的財産権公共サービスを技術研究開発の流れ全体に深くはめ込むことを探索し、高いレベルの科学技術の自立・自強の実現をサポートする。知的財産権公共サービス産業発展との深い結びつきを強化し、地域の重点産業におけるイノベーション発展ニーズを狙って、知的財産権戦略コンサルティング、産業検索分析、業界の事業企画と研究、テーマ別データベースの開発、知的財産権リスクの早期警戒など業務を展開し、重点産業の構造転換と高度化および戦略的新興産業の発展と拡大を支援し、産業チェーンとサプライチェーンの強靱性と安全性を向上させる。

出所:2024年1月8日付け広東省市場監督管理局ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所で日本語仮訳を作成

http://amr.gd.gov.cn/zwgk/zcjd/content/post_4328592.html